

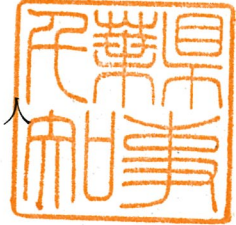
環 第 1 1 1 1 号

令和 7 年 1 月 1 6 日

市原市

市原市長 小 出 譲 治 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人



福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業に係る環境影響評価
方法書に対する意見について（通知）

令和 6 年 8 月 8 日付けで送付のあったこのことについて、千葉県環境影響評価条例
（平成 1 0 年千葉県条例第 2 6 号）第 1 0 条第 1 項の規定による環境の保全の見地からの
意見を別紙のとおり通知します。

【担当】

千葉県環境生活部環境政策課
環境影響評価・指導班

TEL : 043-223-4135

FAX : 043-222-8044

福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業に係る環境影響評価方法書 に対する意見

本事業は、市原市内で発生する一般廃棄物の処理を行っている福増クリーンセンター（以下「現施設」という。）の老朽化に伴う建替え事業として、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）に新たに廃棄物焼却等施設（以下「本計画施設」という。）を設置する計画である。

本計画施設の廃棄物処理方式はストーカ式とし、1日当たりの処理能力は最大で344トンを予定している。このほか、ストーカ式の前処理として、有機物をメタン発酵する施設の整備も検討されている。また、本計画施設では、現施設と同様に市原市で発生する一般廃棄物を対象に処理を行うほか、勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町（以下「夷隅郡市2市2町」という。）を含めた広域処理を行うことも検討されている。

事業区域は、山倉ダムの南東の台地に位置しており、人と自然との触れ合いの活動の場となっている市原市文化の森に隣接する。また、周辺には谷津田が卓越するほか、事業区域の西側には養老川に沿って田園風景が広がる。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、環境影響評価を適切に実施するとともに当該事業による環境影響をできる限り回避又は低減するため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 事業計画

- （1）本計画施設の処理能力や処理方式の決定に当たっては、少子高齢化などによる将来のごみの量や質の変化、近年の脱炭素の流れなどを踏まえて十分な検討を行うとともに、準備書においてその決定理由を明らかにすること。
- （2）事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入等により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの削減などを図り、環境影響をできる限り回避又は低減すること。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法

(1) 全般的事項

ア 廃棄物処理方式を「ごみ焼却方式（ストーカ式）＋ごみメタン化方式」とする場合は、メタン発酵施設を採用している他自治体の事例も参考に、当該施設に係る排出ガス諸元等を準備書に記載した上で、本計画施設全体について環境影響評価を適切に行うこと。

イ 予測に用いる計画ごみ質の決定に当たっては、次に掲げる事項について検討を行い、必要に応じて環境影響評価に適切に反映すること。

(ア) 助燃剤として資源活用される計画であるし尿処理汚泥は、少量であってもごみ質に影響を与える可能性があることから、計画ごみ質に含めること。

(イ) 夷隅郡市2市2町の一般廃棄物を受け入れる場合は、当該市町の計画ごみ質も踏まえて設定すること。

(2) 大気質及び悪臭

短期高濃度予測について、大気安定度不安定時、上層気温逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時の事象ごとに高濃度となる煙源条件を検討の上、実施すること。

(3) 水文環境

事業区域及びその周辺の地形及び地質の構造並びに地下水利用に関する既存文献や資料を適切に収集し、予測及び評価を行うこと。

(4) 鳥類

事業区域及びその周辺では、フクロウなどの夜行性の種が生息している可能性があることから、夜間調査を実施すること。

(5) 景観

事業区域周辺の谷津田や、事業区域の西側に位置し養老川周辺に広がる田園風景は、市原市景観計画において保全の対象であることを踏まえ、これらを主要な景観資源として追加した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

3 その他

(1) 本事業を進めるに当たっては、地域住民の理解が促進されるように、積極的な情報提供と丁寧な説明を行うとともに、分かりやすい図書の作成に努めること。

(2) 環境影響評価に関する図書をインターネットの利用その他の方法で公表する際には、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。